

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	固定資産税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

竹原市は、固定資産税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

広島県竹原市長

公表日

平成27年8月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税の賦課に関する事務
②事務の概要	竹原市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 土地、家屋及び償却資産の所有者として、登記簿又は土地補充課税台帳、家屋補充課税台帳、償却資産課税台帳に登録されている者に対して、固定資産税額を計算し、賦課する。また、納税義務者からの特例、減免等の申請による固定資産税額の減免等を行う。 番号法の別表第二に基づいて、竹原市は、固定資産税の賦課に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。
③システムの名称	(1) 固定資産税システム (2) eLTAXシステム (3) 団体内統合宛名システム (4) 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税賦課ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1) 番号法第9条第1項 別表第一の16の項 (2) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし（固定資産税の賦課に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない） (別表第二における情報照会の根拠) (1) 番号法別表第二の27の項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第20条第5号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長	課長 向井 聡司
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目1番35号 竹原市総務部総務課行政係 電話：0846-22-7719 ファックス：0846-22-8579 E-mail：soumu@city.takehara.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目1番35号 竹原市総務部税務課資産税係 電話：0846-22-7732 ファックス：0846-22-8579 E-mail：zeimu@city.takehara.lg.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

